

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和 7 年 4 月 2 5 日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 積丹町長 松 井 秀 紀

2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 令和 7 年度 積丹町クリーンセンター改修工事
- (2) 工事場所 積丹郡積丹町大字日司町 5 2 9 番地 6 他
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 1 0 日
(ただし、改修工事において浸出水処理機能に係る現地工事は、浸出水量が少なく浸出水処理施設を停止する期間に行うことを原則とし、できる限り工期短縮に努めること。)
- (4) 工事概要 別添閲覧に供する仕様書、図面による。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 発注工事に対応する令和 6 年積丹町告示第 13 号に規定する機械器具設置工事の資格及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、積丹町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) (1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、830 点以上であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の積丹町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者であること。
- (7) 北海道内に、建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有すること。
- (8) 過去 10 年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。
- (9) 建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、工事 1 件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和 31 年法律第 273 号）第 27 条第 1 項に定める金額に満たな

- い場合は技術者の専任は要しないものとする。
- (10) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (11) 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

4 入札参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し））

ウ 配置予定技術者調書

(ア) 申請時点で先に申請済みの他の入札（他官庁発注工事を含む。以下同じ。）が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。以下同じ。）を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(イ) 複数の入札に係る申請を同時に行う場合は、(ア)に準じて申請することができるものとする。

(ウ) 申請から開札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 申請した入札の開札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等をなっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者としてすることができない場合

エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

(2) 提出期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後3時まで

- (3) 提出場所
積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 建設課
- (4) 提出方法
持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (5) その他
 - ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
 - エ 資料提出後の再提出は認めない。
- (6) 留意事項
 - ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間（フレックス工期）と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。
 - (イ) 工事準備等の行為も含めて工事現場が不稼働であることが明確である期間
 - a 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合
 - b 工事を一時中止している場合その他これらに類する場合
 - (ロ) 橋梁工事等に含まれる工場製作過程で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合であって当該工場製作のみが稼働している期間
 - イ 申請書類の提出後、CORINS 等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。
 - ウ 落札者決定後、CORINS 等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が **3** に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 7 年 5 月 16 日（金）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和 7 年 5 月 20 日（火）までに書面により説明を求めることができる。
- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 建設課

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 3 階 会議室

(2) 入札日時

令和 7 年 5 月 2 9 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分

(3) 初度の入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

9 送付による入札

認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、積丹町財務規則（平成 5 年積丹町規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 97 条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。

11 落札者の決定方法

財務規則第 100 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 公表していない。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

15 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

令和 7 年 4 月 2 8 日（月）から令和 7 年 5 月 2 3 日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 3 時まで

イ 閲覧場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5

積丹町役場 建設課

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 2 8 日（月）から令和 7 年 5 月 1 5 日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 3 時まで

イ 受付場所

郵便番号 046-0292 積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5

積丹町役場 建設課

16 支払条件

- (1) 前金払

契約金額の 4 割に相当する額以内とする。

- (2) 部分払

3 回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

17 その他

- (1) 入札の執行回数は原則 3 回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、**3**に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 103 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札手続きの取消し
落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (4) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 共通費の積算について
共通費の区分は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費とし、工事種別は改修機械設備工事とする。算定方法については、公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）による。
- (6) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (7) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (8) この入札の執行は、非公開とする。
- (9) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (10) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、積丹町役場建設課（電話番号 0135-44-3383）に照会すること。